

No.5 多発しているはしご等 - 墜落・転落の死亡災害事例（2021年）

2021年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故の型 コード	労働者規模
12	16	18	30202	371	1	1 ～ 9
12	8	10	80204	371	1	30 ～ 49
12	14	16	30301	371	1	1 ～ 9
	10					1

12	～	(床からの高さ0.50メートル)の位置でバランスを崩して墜落	30309	371	1	～
12		し、後頭部を床面に強打したものの。				9
12	～	鉄骨2階建ての地域住民のための公会堂の新築工事作業所において、				
12		1階の建物のシャッターの上の鋼製□型梁と建物の外部に取り付ける				1
12	～	庇を固定するためのアンカーボルトを取り付けるための穴の位置決め	30201	371	1	～
14		と墨出しを行う準備中、8尺の脚立を使用して地上から2メートルの				9
		個所でバランスを崩したため脚立が倒れ、脚立の上から約2メートル				
		下のコンクリート床に頭部を打ち付けて頭部を強打した。墜落時か墜				
		落の際に保護帽が脱げた。				
11	～	施設敷地内の駐車場において立木の枝葉の剪定作業を行っていたが、				
11		10 被災者が立木の地上2.2メートルの位置に立掛けた三脚脚立の下か	60101	371	1	1
12		ら一段目に足を掛け仰向けの状態で頭から血を流し倒れているところ				～
		12 を同僚が発見した。その後、病院に救急搬送されたものの脳出血によ				9
		り死亡した。				
11	～	10 剪定作業現場において、被災者は、剪定の対象である木の下で倒れて	60101	371	1	1
12		いたところを発見され、病院に搬送されたが、8日後外傷性くも膜				～
		12 下出血により、死亡した。なお、現認者はいない。				9
11	～	鉄骨造の旧自動車整備工場(一部住宅)の解体工事現場において被災				
11		14 者含む7名が作業に従事していたが、被災者は内部解体作業を行って	30201	371	1	1
16		いた。当日の作業工程がおおむね終了し、作業員全員で片付け作業を				～
		16 行い始めた中、脚立の付近で倒れている被災者を見つけた。なお、被				9
		災者は建物の天井に近い部分をガス溶断作業中、脚立から墜落したも				
		のと思われる。				
10	～	被災者は、境内の樹木剪定管理に従事しており、災害発生日も自身で				
10		14 決めた範囲の剪定作業を行っていた。同僚が作業場所から離れた場所	170209	371	1	1
16		から声を掛けたところ返答がなかったので、作業場所へ確認に行った				～
		16 ところ、脚立の横に倒れている被災者を見つけた。後日、脳挫傷に				9
		より死亡し、剪定作業中に脚立から墜落した可能性が高いと考えられ				

		るが現認者がいないので災害発生状況は不明である。				
10	10 ～ 12	かや葺き屋根の屋根葺き替え作業において、被災者が、はしごを使って、屋根の上で作業していた同僚に材料（縄）を渡し、同はしごを使って降りようとしたところ地面に転落した。	30202	371	1	1 ～ 9
10	8 ～ 10	民家のリフォーム工事において、被災者は屋根上で屋根葺き替え作業を行っていたが、休憩のために2階屋根に架けられた荷揚機のレールをはしごとして下りていたところ、墜落した。被災者は災害発生直後には意識はあったものの、搬送先の病院で死亡が確認されたもの（死因：右側胸腹部打撲による外傷性出血性ショック）。	30202	371	1	1 ～ 9
9	10 ～ 12	店舗出入口テントの支柱に照明器具を設置するための出張工事中、電線を取り付ける作業に従事していた被災者が、床面に倒れている状態で発見されたもの。電線取り付けに被災者が使用していた脚立は倒れていなかった。	30301	371	1	1 ～ 9
9	14 ～ 16	港近くの被覆ブロック（30トン型）製作ヤードにおいて、被災者が、鋼製型枠固定用ボルト穴の調整のため、高さ1.74mの可搬式作業台上で、長さ83cmのシノを固定用ボルト穴に差し込み穴の調整を行っていたところ、何らかの原因で当該作業台から墜落し、その際、持っていたシノの先端の尖った部分が右わき腹に刺さり被災したもの。被災者は、救急車で病院へ運ばれたが死亡した。	30199	371	1	1 ～ 9
9	10 ～ 12	被災者は、事業場内の栽培室にて、水耕栽培しているレタスの管理のため、脚立（高さ1.3メートル、踏み面0.4m×1.2m）を使用してレタスの確認を行っていた。栽培管理グループリーダーが、事業場内を巡視していたところ、倒れている被災者を発見したもの。	10109	371	1	50 ～ 99
8	14 ～ 16	被災者は、2階建て戸建て住宅の2階のエアコン取替工事を一人で行っていた。地上の室外機から高さ5.4mにある外壁ホース穴までの縦配管を取り替えようと、はしご（脚立兼用アルミ製、長さ約3.5m）を住宅外壁に立てかけて作業中、当該はしごが転位し、推測約5m下の隣の住宅の敷地（高さ0.8mの境界フェンスを越え、敷地	30203	371	1	1 ～ 9

		間段差 2 m 下の隣家敷地) に墜落した (異音をきいた住宅の家主が倒れている被災者を発見)。				
8	16 ~ 18	学校の配管工事作業において、被災者が一人で脚立を使用し、3階トイレの天井裏の配管工事の完了を記録する写真撮影を行っていたところ、バランスを崩して転落したと推定されるもの。	30309	371	1	1 ~ 9
7	16 ~ 18	被災者は建設中の物置の骨組みとなる鉄骨を設置するにあたり、右足を脚立の踏ざんに、左足を設置済みの鉄骨にかけて鉄骨をつなぐL型金具を留める位置決めを行っていた。作業を終えて脚立から降りようとした際にバランスを崩して、脚立から転落し、頭部をコンクリート床に強打した。災害発生日翌日に頭部の手術後に意識不明となり、そのまま数日後に死亡した。	11209	371	1	30 ~ 49
7	14 ~ 16	集合住宅3階におけるベランダをサンルームに改造する工事において、被災者がベランダの手すり際に設置した脚立を使用して、雨戸の取り付け状況を確認していたところ、ベランダ手すりを越えて約6.5 m 下の地面に墜落したもの (推測)。	30203	371	1	1 ~ 9
6	8 ~ 10	木造総2階一部3階建住宅の2階下屋及び3階屋根部分の塗装の塗り替え工事に関し、ケレン、洗浄を行う前の屋根の塗装状態の確認作業を行うに際し、被災者が2階下屋から3階の屋根に立て掛けていた脚立はしごを登る途中、脚立はしごもろとも高さ4.7メートル下の地面に墜落した。	30209	371	1	1 ~ 9
6	12 ~ 14	高さ約3 mの位置にある量水標の補修のため、長さ3.2 mのはしご (脚立) を使って昇降中、高さ約1.5 mの位置から墜落したもの。被災者は翌日、骨盤骨折のため死亡。当該現場の業務は保守点検の業務で1日の出張作業。	170209	371	1	50 ~ 99
6	10 ~	他の作業員により被災者が床に仰向けで倒れているところを発見され、搬送先で硬膜下血腫と診断され治療を受けていたものの、意識が戻らず後日死亡したもの。被災者は当日、天井補修工事のため、高さ	30201	371	1	10 ~

	12	90cmの簡易作業台（立馬に木製足場板を固定したもの）に上り、天井にモルタルを塗る作業を一人で行っていた。被災者発見時、保護帽が被災者の頭の位置から約120m離れた箇所に置かれていた。				29
5	14 ～ 16	キャンパス中庭において、三脚脚立を使用して剪定作業を行っていたところ、脚立より落下したもの。	120109	371	1	50 ～ 99
4	16 ～ 18	被災者は、個人住宅の2階屋根に設置されている太陽熱パネルの点検作業を終え、地面から高さ4.6mの屋根上からはしごを用いて降りていたところ、何らかの理由により墜落し、敷地境界線のフェンスに激突した後に当該フェンスから1.7m下のアスファルト舗装された地面に墜落したもの。被災者は、病院へ救急搬送され、後日死亡した。	30302	371	1	10 ～ 29
3	10 ～ 12	校庭の高さ6mの立木の剪定作業中、枝または梯子から墜落したもの。	60101	371	1	1 ～ 9
3	14 ～ 16	被災者は、会社敷地内において、脚立を使用してトレーラーシャーシに積載されたコンテナ（L=7.52m、B=2.45m、H=2.2m）側面のコーキング作業を行っていたところ、脚立から転落し、頭部を地面に打ちつけたもの。搬送先の病院で即日手術が行われ、入院加療を継続していたところ、急性硬膜下血腫により死亡した。	40301	371	1	10 ～ 29
3	12 ～ 14	木造2階建新築工事現場にて、換気扇の配線工事に従事していたところ、建物内部に設置された移動はしごから降下中、バランスを崩し約1.5m下に後方から墜落し、柱に頭部を強打したもの。その後、搬送先の病院で頸椎損傷により死亡したもの。	30202	371	1	1 ～ 9
2	8 ～ 10	被災者は、建物内部の配管工事の足場を取り外す作業を行うため、手すり（H=1.1m）に立てかけてあった移動はしごを使い手すりを乗り越えようとしたところ、はしご上で体勢を崩し、はしごとともに高さ36.5m下のコンクリート床に墜落したもの。	30209	371	1	1 ～ 9

1	14 ～ 16	被災者は倉庫内で予備の型枠材を作成中、重ねた型枠材（高さ20cm）に脚立（天板高さ80cm）を乗せて上り、材料を取出す際、後ろ向きに墜落しコンクリ床面に後頭部を打った。耳・鼻から出血があり、体調不良で早退。週明けに出社せず、代表が自宅を訪ねると施錠がなくリビングで倒れていた（既に死亡、死体検案書の死因は頭蓋内損傷、その原因は頭部打撲傷）。	30209	371	1	10 ～ 29
1	8 ～ 10	被災者はトラックに資材の積み込み作業を行い、同僚とともに当該作業を終了させた。その後、同僚と別れて1人となった被災者は、約20分後に物置付近で倒れているところを発見され、緊急搬送されたが、数日後に死亡した。発見時、被災者の身体の上には、はしごが倒れていた。また、物置の屋根には雪が積もっており、雪の上には足跡等は確認できないものの、スノーダンプが置いてあった。	30203	371	1	1 ～ 9
1	8 ～ 10	高さ3.48mの青果市場棟中二階に立てかけてあった長さ4.88mの移動はしごがコンクリート床に落下し、被災者は、同はしごの横にうつ伏せで倒れているところを発見された。	80109	371	1	1 ～ 9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SIB\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210\\_38.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210_38.html)